

- 議案第 1 号 平成 29 年度習志野市一般会計予算
 議案第 2 号 平成 29 年度習志野市国民健康保険特別会計予算
 議案第 3 号 平成 29 年度習志野市公共下水道事業特別会計予算
 議案第 4 号 平成 29 年度習志野市介護保険特別会計予算
 議案第 5 号 平成 29 年度習志野市後期高齢者医療特別会計予算
 議案第 6 号 平成 29 年度習志野市ガス事業会計予算
 議案第 7 号 平成 29 年度習志野市水道事業会計予算
 議案第 8 号 平成 28 年度習志野市一般会計補正予算(第 4 号)
 議案第 9 号 平成 28 年度習志野市公共下水道事業特別会計補正予算(第 2 号)

議案第 10 号 習志野市職員の修学部分休業に関する条例の制定について

地方公務員法第 26 条の 2 の規定に基づき、「修学部分休業」*について、条例で定めることとされた事項を定めるものです。主な内容は、次のとおりです。

* 大学等において修学する職員に対し、勤務時間の一部について認める休業制度

休業の期間及び時間	期間：2 年以内 時間：1 週間の勤務時間の 2 分の 1 以内
対象となる教育施設	学校教育法に規定する大学、高等専門学校、専修学校等
給与の減額	勤務しない時間当たりの給与を減額
承認の取消事由	在学している課程の退学、休学、欠席等

(施行期日)

公布の日から施行します。

議案第 11 号 習志野市職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について

地方公務員法第 26 条の 5 の規定に基づき、「自己啓発等休業」※について、条例で定めることとされた事項を定めるものです。主な内容は、次のとおりです。

※ 大学等における修学や国際ボランティア活動をする職員のための休業制度

	大学等の課程を履修するための休業	国際貢献活動のための休業
休業の期間	2年以内	3年以内
対象	教育施設 学校教育法に規定する大学、 短大、大学院、専修学校等	国際貢献活動 ・独立行政法人国際協力機構 (JICA) が行う開発途上地域に におけるボランティア活動 ・その他国際協力の促進に資する ボランティア活動
承認の取消事由	在学している課程の休学、欠席等	ボランティア活動を行っていないこと等

(給与を支給しないことについては、法律に規定されている。)

(施行期日)

公布の日から施行します。

議案第 12 号 習志野市職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について

地方公務員法第 26 条の 6 の規定に基づき、「配偶者同行休業」※について、条例で定めることとされた事項を定めるものです。主な内容は、次のとおりです。

※ 外国で勤務等をする配偶者と生活を共にする職員のための休業制度

休業の期間	3年以内
配偶者が外国に滞在する事由	・外国における勤務 ・外国において行う事業経営等 ・外国の大学における修学
承認の取消事由	・配偶者が外国滞在事由に該当しなくなったこと。 ・休業をしている職員の産前産後休暇の取得 ・休業をしている職員に係る育児休業の承認
休業に伴う任用等	休業している職員の業務を処理するため、任期付職員又は臨時的任用職員を採用することができる。

(給与を支給しないことについては、法律に規定されている。)

(施行期日)

公布の日から施行します。

議案第 13 号 習志野市農業委員会の委員の定数を定める条例の制定について

「農業委員会等に関する法律」の一部改正に伴い、農業委員会の委員の選出方法が「公選制と市町村長の選任制の併用」から「市町村長の任命制」に移行されます。

この改正に伴い、政令で定められた基準※をもとに、農業委員会の委員の定数について定めるものです。

※ 本市の場合、農業者の数等の規模によって、「27人」が上限とされています。

- 1 委員の定数を「16人」とします。
- 2 「習志野市農業委員会の選挙による委員の定数条例」を廃止します。

(施行期日)

公布の日から施行します。

議案第 14 号 習志野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び習志野市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

「地方公務員の育児休業等に関する法律」の一部改正等に伴い、育児、介護に係る制度の改正等が行われたことから、次のとおり改正するものです。

- 1 育児休業等の対象となる子の範囲の拡大
特別養子縁組の監護期間中※¹の子及び養子縁組里親※²に委託されている子等を追加

※¹ 民法に基づき特別養子縁組を成立させるために必要な事前の試験養育期間

※² 児童福祉法に基づき、将来的に養子縁組を結ぶことを前提として、児童を養育する家庭

- 2 看護時間制度の新設
家族の看護のため、「1日につき2時間以内」で勤務しないことができることとする看護時間制度を新設
- 3 看護のための時間外勤務免除の新設
職員が、家族を看護するために請求した場合は、公務の運営に支障がある場合を除き、時間外勤務が免除される制度を新設

(施行期日)

平成29年4月1日から施行します。

議案第 15 号 習志野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告に準じ、次のように改正します。

扶養手当の額を段階的に改定します。

区分		現行	平成29年度	平成30年度	平成31年度以降
配偶者	行政職給料表 7級以下	1万3,000円	1万円	6,500円	6,500円
	行政職給料表 8級				3,500円
子		7,000円 (1万1,000円) ※1	8,000円 (1万円)※1	1万円	1万円
父母等	行政職給料表 7級以下	6,500円 (1万1,000円) ※1	6,500円 (9,000円)※2	6,500円	6,500円
	行政職給料表 8級				3,500円

※1 配偶者がいない場合

※2 配偶者及び扶養親族である子がない場合

(施行期日)

平成29年4月1日から施行します。

議案第 16 号 習志野市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

国民健康保険法施行令の一部改正等に伴い、改正するものです。

1 国民健康保険料率の規定方式の変更及び改定

保険料率の規定方式について、料率を明記する「料率方式」から料率の算定方法を定める「賦課割合方式」に改め、区分ごとの賦課割合を次のとおりとします。

区分		改正前	改正後		差額※2
		料率	賦課割合	料率見込※1	
基礎賦課額 (医療分)	所得割	<u>6.8%</u>	<u>63%</u>	6.8%	—
	均等割※3	<u>1万4,100円</u>	<u>27%</u>	<u>1万7,400円</u>	<u>+3,300円</u>
	平等割※4	<u>1万2,500円</u>	<u>10%</u>	1万2,500円	—

後期高齢者 支援金等賦課額 (支援金分)	所得割	<u>2.2%</u>	<u>55%</u>	2.2%	—
	均等割 ^{※3}	<u>1万500円</u>	<u>45%</u>	<u>1万1,900円</u>	<u>+1,400円</u>
介護納付金 賦課額 (介護分)	所得割	<u>2.0%</u>	<u>55%</u>	2.0%	—
	均等割 ^{※3}	<u>1万3,100円</u>	<u>45%</u>	1万3,100円	—
合計 (年間保険料)	所得割	11.0%		11.0%	—
	均等割 ^{※3}	<u>3万7,700円</u>		<u>4万2,400円</u>	<u>+4,700円</u>
	平等割 ^{※4}	1万2,500円		1万2,500円	—

※1 改正後の賦課割合で算定する平成29年度予算における見込

※2 改正前の料率と改正後の料率見込を比較した場合の差額

※3 被保険者1人当たりの保険料

※4 1世帯当たりの保険料

2 保険料軽減制度^{※5}の基準額の改定

低所得世帯を対象とした5割軽減、2割軽減の対象となる所得の基準額を次のとおり改定し、軽減対象世帯を拡大します。

減額割合	基準額	
	改正前	改正後
7割	33万円(改正なし)	
5割	33万円 + <u>(26万5千円)</u> ×被保険者数 (収入の目安:186万円) ^{※6}	33万円 + <u>(27万円)</u> ×被保険者数 (収入の目安:188万円) ^{※6}
2割	33万円 + <u>(48万円)</u> ×被保険者数 (収入の目安:278万円) ^{※6}	33万円 + <u>(49万円)</u> ×被保険者数 (収入の目安:283万円) ^{※6}

※5 世帯の所得が基準額に達しない低所得世帯について、保険料のうち被保険者1人につきかかる「被保険者均等割」と1世帯ごとにかかる「世帯別平等割」の7割・5割・2割をそれぞれ軽減する制度

※6 ()内は、3人世帯(夫婦、子1人で夫の給与収入のみ)と仮定したときに、基準となる所得額を収入で表した目安

3 その他

法令の規定に合わせた文言整理を行います。

(施行期日等)

平成29年4月1日から施行し、平成29年度以後の年度分の保険料から適用します。

議案第17号 習志野市建築関係手数料条例の一部を改正する条例の制定について

「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」の施行に伴い、新たに手数料を創設するものです。

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく手数料

(1) 建築物エネルギー消費性能適合性判定事務手数料

(施行期日)

平成29年4月1日から施行します。

議案第18号 習志野市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について

「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」の一部改正に伴い、条例で引用している条項番号を改正するものです。

(施行期日)

公布の日から施行します。

議案第19号 習志野市教育機関設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

習志野市立図書館の「移動図書館」について、平成30年度から指定管理者が管理運営を行うに当たり、改正するものです。

(施行期日)

平成30年4月1日から施行します。

議案第20号 工事請負契約の変更について(習志野市新庁舎建設工事)

平成26年第4回定例会において議決を得て、清水建設株式会社千葉支店と締結した習志野市新庁舎建設工事の工事請負契約について、契約書第28条第6項の規定に基づき、次のとおり契約金額を変更するものです。

変更前	変更後
88億8,319万4,400円※	89億9,600万5,800円

※ 平成27年第4回定例会において議決を得て、当初契約金額「88億4,520万円」から変更した後の金額

【変更理由】

賃金等の急激な変動に対処するスライド協議によるものです。

議案第21号 工事委託契約の締結について(市道03-036号線跨線橋補修工事)

次のとおり契約を締結するものです。

- 1 契約の目的 市道03-036号線跨線橋補修工事
- 2 契約の方法 随意契約
- 3 契約金額 2億1,350万円
- 4 契約の相手方 鎌ヶ谷市くぬぎ山四丁目1番12号
新京成電鉄株式会社
代表取締役社長 眞下 幸人
- 5 工事場所 習志野市津田沼二丁目1785番3地先
- 6 工事期間 契約日から平成30年3月31日まで
- 7 工事概要
 - (1)橋長 28m
 - (2)有効幅員 2m
 - (3)桁架替 28m
 - (4)床版設置 69㎡
 - (5)防護柵設置 56m
 - (6)舗装工 56㎡
 - (7)支承取替 8箇所
 - (8)縁端拡幅装置設置 2箇所
 - (9)橋脚耐震補強 2基

議案第22号 市道の路線認定について

認定する路線は、8路線です。

認定 8路線

認定理由	路線名
開発行為に伴うもの	鷺沼台1丁目 06-228号線
	実籾1丁目 10-136号線
	実籾1丁目 10-137号線
既存の道路を認定するもの	屋敷3丁目 09-172号線
千葉県からの譲与に伴うもの	芝園1丁目 14-072号線
	芝園1丁目 14-073号線
	芝園1丁目 14-074号線
	芝園1丁目 14-075号線

議案第 23 号 PFI 事業契約の締結について(大久保地区公共施設再生事業)

次のとおり契約を締結するものです。

- 1 契約の目的 大久保地区公共施設再生事業に係る施設整備及び維持管理運営
- 2 契約の方法 随意契約(公募型プロポーザル方式)
- 3 契約金額 7,235,892,000円
- 4 契約の相手方 習志野市大久保四丁目3番8号
習志野大久保未来プロジェクト株式会社
代表取締役 平出和也
- 5 実施場所 習志野市本大久保三丁目及び花咲二丁目
- 6 契約期間 契約日から平成51年8月31日まで
- 7 事業概要 (1)用地面積 45,583.50㎡
(2)整備及び維持管理運営する施設
ア 北館
(ア) 中央公民館ゾーン
(イ) ホールゾーン
(ウ) 中央図書館ゾーン
イ 南館
ウ 公園
エ 駐車場・駐輪場
(3)主な整備及び維持管理運営の内容
ア 施設整備業務
(ア) 事前調査業務
(イ) 設計(基本設計、実施設計)業務
(ウ) 施工業務(附帯設備工事業務を含む。)
・施設の新設(北館<公民館・図書館棟>)
・躯体活用型建替と増築(現大久保図書館を活用した北館<別棟>への建替)
・躯体活用型建替と増築(現勤労会館を活用した南館への建替)
・駐車場、駐輪場、公園の整備
(エ) 工事監理業務
(オ) 建設に伴う申請等の業務
(カ) 什器・備品等調達・設置業務
イ 維持管理業務

- (ア) 建築物保守管理業務
- (イ) 建築設備保守管理業務
- (ウ) 駐車場・駐輪場維持管理業務
- (エ) 外構施設維持管理業務
- (オ) 植栽管理業務
- (カ) 清掃業務(建築物内部及び用地内の清掃業務)
- (キ) 公園管理業務
- (ク) 環境衛生管理業務
- (ケ) 警備業務
- (コ) 修繕・更新業務(大規模修繕業務を除く。)

ウ 運營業務

- (ア) 本事業全体を統括する統括マネージャーを配置する業務
- (イ) 中央公民館業務のうち管理業務
- (ウ) ホールの運營業務
- (エ) 中央図書館業務のうち、市が民間事業者に委託する業務
- (オ) 南館の運營業務
- (カ) 公園を活用した業務
- (キ) 全施設の予約システム構築及び運用業務
- (ク) 全施設の利用案内の作成並びにホームページの作成
及び更新業務
- (ケ) 民間公共的事業及び民間収益事業